

令和2年4月8日

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対応」
(続報・(通知) 遠隔授業の実施に当たっての通信環境への配慮等)

4月7日、文部科学省の専修学校教育振興室は各都道府県等専修学校・各種学校担当に5点の周知依頼等が発出し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。
それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

【重要連絡①】(専門学校(専門課程)向け)

4月3日(金)に依頼、4月6日(月) 〆切の専門学校の学事日程調査(開校状況等)について、短い期間でのご協力、ありがとうございました。

緊急事態宣言が発出されたことや各自治体や学校の状況に鑑み、〆切後も引き続き、未回答の専門学校だけでなく、回答された専門学校でも開校状況の変更がある場合は、開校状況等の入力をお願いいたします。

<再掲：依頼概要・・・別添 00

=====

年度初めでの業務ご多忙に加え、新型コロナウイルス感染症の対応で大変ご多忙の中、誠に恐縮ですが、専門学校における令和2年4月2日(木)時点の学事日程の検討状況等に関する別紙の事項について、下記URLから調査フォームにアクセスし、4月6日(月)17時(厳守)までの回答に協力をお願いします。

なお、URLにアクセスができない(開けない)場合は、時間をおいて再度アクセス下さい。

登録フォーム URL

https://pf.mext.go.jp/admission/gakuzinitteikentou_200406.html

=====

【重要連絡②】(4点)

1.(別添通知)緊急事態宣言が示された場合における専門学校等の臨時休業の実施に係る考え方等について(各都道府県、各学校、生徒向け)・・・別添 01

このたび、内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されたことを踏まえ、緊急事態宣言が出された場合の臨時休業の考え方について、上記通知に追補を行いました。

各専門学校等では、今回の追記箇所についてもその趣旨を踏まえ、十分留意くださいますようお願いいたします。

各都道府県では所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会では所管の専門学

校等に対して、国立専門学校法人ではその設置する専修学校に対して、厚生労働省では所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

なお、令和2年4月1日付総合教育政策局長通知「専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」については、本件通知をもって廃止します。

2.（別添事務連絡）新型コロナに伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて（各都道府県、各学校向け）…別添 02

新型コロナウイルス感染症の発生等により各学校法人において円滑な業務の遂行に一定の影響が生じている現状に鑑み、文部科学省から各文部科学大臣所轄法人担当課に対し、別添のとおり事務連絡を発出しましたので、お知らせします（令和2年4月7日付け文部科学省高等教育局私学部私学行政課、私学助成課事務連絡）。

各都道府県私立学校主管部課では、別添事務連絡の内容も参考に、新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて、柔軟な対応に努めるようお願いします。

3. 専門学校等にかかる学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（各都道府県、各学校向け）…別添 03

令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙のとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りします。

なお、これらの情報は、各専門学校等にて検討の際の参考にするために示すものであり、各専門学校等に対して学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

4.（別添通知）「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（各都道府県、各専修学校高等課程、生徒向け）…別添 04

このたび、内閣総理大臣より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されたことを踏まえ、緊急事態宣言が出された場合の臨時休業の考え方について、改訂を行いました。

各専修学校高等課程では、今回の改訂箇所についてもその趣旨を踏まえ、十分留意くださいますようお願いします。

専修学校高等課程を対象とした通知ですので、高等専修学校に対して周知するようお願いいたします。

なお、専門課程および一般課程、各種学校においては、4月7日付の当省総合教育政

策局長通知（緊急事態宣言が示された場合における専門学校等の臨時休業の実施に係る考え方等について）をご参照ください。

学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報、休業情報は所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当に連絡ください。

夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯までご連絡ください。

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

以上